

第5章 食品ロス削減対策の推進

本章は、「食品ロス削減推進法」第12条第1項の規定に基づく、本県の「食品ロス削減推進計画」として、本計画の重点取組である、食品ロス削減の推進に向けた基本的な方向と、各主体の具体的な取組内容を示します。

第1節 現状及び基本的な方向

1 食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間612万t（平成29年度推計）と推計され、国民1人1日あたりでは、茶碗約1杯分のご飯の量に相当する約132gとなっています。うち、事業系食品ロス量は328万t、家庭系食品ロス量は284万tとなっています。（表5-1参照）

事業系食品ロスについて業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めており、主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられています。

また、家庭系食品ロスの主な発生要因としては、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」等が挙げられています。

一方、県が令和元年に実施した一般廃棄物組成分析調査の結果では、可燃ごみ中に含まれている未使用食品及び食べ残しの合計の割合は、生活系で11.8%、事業系で9.1%となっており、平成30年度のごみ排出量から計算すると、生活系では約2万9,280t、事業系では約1万2,355t、計4万1,635tが食品ロスとなっていると推計されます。（表5-1参照）

また、令和2年度に実施した事業系食品ロス実態調査の結果では、令和元年度に本県の食品製造・卸売・小売業及び外食産業から発生した食品ロスの量は、産業廃棄物と一般廃棄物の合計で5万6,285tと推計されています。業種別の内訳では、全体の40.6%（全国値36.9%）が食品製造業から、34.7%（全国値38.7%）が外食産業からそれぞれ発生しており、主な発生要因としては、食品製造業では「規格外品」、「鮮度低下（消費・賞味期限切れ含む）」、食品卸売・小売業では「鮮度低下」、外食産業では「食べ残し」、「鮮度低下」等が挙げられています。

なお、県内における生活系、事業系を合わせた全体としての食品ロス量については、現時点では生活系と事業系それぞれの発生量の推計年度が異なることから参考値となりますが、上記の生活系食品ロス量2万9,280tと事業系食品ロス量5万6,285tを合算した8万5,565tとなります。

また、県民1人1日当たりでみると、生活系が約62g（全国値約61g）、事業系では約120g（同約71g）となっており、合計は約182g（参考値）と、全国値を上回っています。この要因としては、特に食品製造業において、県民1人当たりの事業所数が全国値の約1.6倍であるなど、食品関連事業者の立地が全国平均より多いことなどにより、県民1人1日当たりの事業系食品ロスが全国値を上回っていることによります。

なお、食品ロスを含む事業系の食品廃棄物等は、発生量の77.4%が飼肥料等として再生利用されています。

表5-1 食品廃棄物等の発生量

（単位：千t）

	青森県			全国（H29推計）		
	生活系 （H30推計）	事業系 （R元推計）	計 （参考値）	生活系	事業系	計
食品廃棄物等合計	69.0	247.1	316.1	7,830	17,670	25,500
食品ロス（可食部）	29.3	56.3（100.0%）	85.6	2,840	3,280（100.0%）	6,120
食品製造業	—	22.9（40.6%）	—	—	1,210（36.9%）	—
食品卸売業	—	4.9（8.7%）	—	—	160（4.9%）	—
食品小売業	—	9.0（16.0%）	—	—	640（19.5%）	—
外食産業	—	19.6（34.7%）	—	—	1,270（38.7%）	—
それ以外（不可食部）	39.7	190.8	230.5	4,990	14,390	19,380

※ 青森県の計は、生活系と事業系の推計年度が異なるため、参考値としています。